

平成 25 年 7 月 4 日

当社及び島田紳助氏 対 講談社の訴訟について第二審判決のお知らせ

ファンのみなさま  
関係者 各位

吉本興業株式会社  
代表取締役 大崎 洋

当社及び島田紳助氏が、平成 23 年 10 月 3 日付発売の週刊現代に掲載された記事についての、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長鈴木章一氏との訴訟に関して、本日、東京高等裁判所において判決がありましたので、以下のとおりご報告いたします。

同記事は、①当社グループが、島田氏が暴力団構成員であると同様の社会的非難を受けるような行動をしていることを知りながら専属契約を続けていたとの事実、並びに②島田氏が、暴力団員と不動産取引の場に同席し、暴力団と一体となって不動産取引を行っていたとの事実等を摘示したもので、これに対して名誉棄損を理由とした損害賠償請求を行っていたところ、本日、東京高等裁判所は、記事の真実性は認めなかったものの、取材は相当だったとして、当社及び島田氏の主張を退ける判決を下しました。

しかし、当社としては、本判決は極めて不当であり、受け入れることのできないものであると考えております。特に、当社に関する上記①の主張部分について、週刊現代による不適切な事実摘示がなされた経緯には当社自身にも落ち度があるかのように評している点、並びに、島田氏に関する上記②の主張部分について、氏名や経歴を明らかにできない不詳者からの取材の信用性を不当に高く評価した一方、当社側が提出している証拠を黙殺してこれを評価していない点については、著しく妥当性を欠くものであります。

今後、当社としては、判決内容を慎重に検討のうえ、最高裁判所に上告する方針であり、島田氏としても同様での意向であると聞いております。

当社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしておりますが、何卒、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上